



りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 12 月 30 日
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【香港駐在員事務所／中国】

中国での外資企業によるインターネット販売に関する規制緩和

中国商務部弁公庁は 2010 年 8 月 19 日、「外商投資企業によるインターネット、自動販売機方式での販売への審査に関する通知」(商資字[2010]272 号)を公布し、外資企業のインターネット販売に関する条件等を明確にしました。今回はこの通知の内、インターネット販売に関する主な内容を掲載します。

○ 外資企業のインターネット販売に関する条件等

項目	内容
販売資格	法に基づく許可・登録登録を経た外資による生産型・小売・卸売企業は、直接ネット上での販売業務に従事できる
審査・認可の権限	ネット販売を専門とする外資企業の設立申請は、省レベルの商務部門が審査・認可する ※従来は国家(商務部)による認可事項
販売形態別の申請・届出事項	・自社サイトに他社(ショップ等)を呼び込み、そこで取引を成立させる形態 工業情報化部門に「付加価値電信業務経営許可証(ICPライセンス)」の申請・取得が必要 ※ICPライセンス取得には、最低資本金や出資比率等に対する以下制限あり <最低資本金> 全国的な活動を行う場合 ……1,000 万人民币元 省内での活動に限定する場合 ……100 万人民币元 <出資比率> 外資企業の比率 ……50%以内 ・自社サイトで直接自社商品を販売する形態 電信管理部門への届出のみで、上記ライセンス申請、取得は不要
許可証の開示	ウェブサイトトップページまたは、経営活動に従事するページが目立つ位置に営業許可証を公開しなければならない ※精製油、原油、図書、雑誌、新聞や薬品等を対象とする場合、更にその経営許可証の情報及び明確に識別できる写真または電子リンクの公開も必要
顧客の保護	・合理的な商品返品・交換制度を構築し、販売記録を保管しなければならない ・消費者のプライバシーと商売上の秘密を保護しなければならない ・「消費者権利保護法」「製品品質法」等の関連法規を遵守しなければならない

インターネット販売業務へのライセンス審査が厳しい中国では、これまで外資企業によるインターネット販売業への参入は困難でした。しかし、本通知による独資企業への開放措置は、中国でのインターネット販売を検討する外資企業にとって、朗報といえるでしょう。

【出所: 中華人民共和国商務部 HP】

照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室(東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載